

大阪市告示第1365号

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)別表第2主管局長及び区長の項第13号に規定する別に定める契約(令和3年大阪市告示第2247号)の一部を次のように改正する。

令和7年10月3日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)別表第2主管局長及び区長の項第13号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 給油カードの提示により供給を受けることを約定する軽油の買入契約（ <u>健康局、こども青少年局、建設局、大阪港湾局、消防局及び教育委員会事務局の所管に係るものに限る。</u> ）	〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 給油カードの提示により供給を受けることを約定する軽油の買入契約（ <u>こども青少年局、建設局、大阪港湾局、消防局及び教育委員会事務局の所管に係るものに限る。</u> ）
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和7年10月3日から施行する。

(契約管財局契約部制度課)